

議案第 12 号

箱根町立弓道場条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立弓道場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

受益者負担の適正化に関する基本方針に基づき、箱根町立弓道場の使用料を改定して受益者負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立弓道場条例の一部を改正する条例

箱根町立弓道場条例（昭和 58 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

利用時間	個人	団体（10人以上）
午前 9 時から正午まで	1 人につき 220 円	1,350 円
正午から午後 5 時まで	同 380 円	2,250 円
午後 5 時から午後 9 時まで	同 450 円	2,700 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の箱根町立弓道場条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行日前に施行日後の弓道場の使用について承認を受けた者が支払う使用料の額については、なお従前の例による。